

令和8年3月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

| | | |
|--------|----------------------------------------------------------------|----|
| 議案第16号 | 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 議案第17号 | 久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
| 議案第18号 | 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 議案第19号 | 久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について・・・・・・・・ | 40 |
| 議案第20号 | 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷺宮小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 42 |
| 議案第21号 | 教育財産の取得の申出について・・・・・・・・ | 45 |
| 議案第22号 | 久喜市立図書館の基本的運営方針（第2期）（案）について・・・・・・・・ | 48 |
| 議案第23号 | 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について・・・・・・・・ | 49 |
| 議案第24号 | 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・ | 53 |
| 議案第25号 | 久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令について・・・ | 55 |
| 議案第26号 | 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示について・・・・・・・・ | 57 |
| 議案第27号 | 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示について・・・・・・・・ | 66 |

| | | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------|----|
| 議案第 28 号 | 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を廃止する告示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 68 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------|----|

議案第16号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員を、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和8年3月23日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第16号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 事務補助員
- 2 幼稚園業務員
- 3 幼稚園教諭
- 4 小学校安全監視員
- 5 主任外国語指導助手
- 6 外国語指導助手
- 7 教育活動指導員
- 8 教育活動支援員
- 9 教育相談員
- 10 ことばの教室指導員
- 11 心理専門員
- 12 教育支援センター所長
- 13 教育支援センター指導員
- 14 特別支援教育指導員
- 15 日本語指導員
- 16 部活動指導員
- 17 教育活動看護支援員
- 18 スクール・サポート・スタッフ
- 19 社会教育指導員
- 20 公民館事業運営委員

議案第 17 号

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事を、別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第17号 「久喜市教育委員会臨時適任用職員の人事について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職名】

- 1 一般事務
- 2 幼稚園教諭

議案第 18 号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

久喜市教育委員会所管の委員等を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第18号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」の別紙資料
につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 学校医
- 2 学校歯科医
- 3 学校薬剤師
- 4 久喜市立学校学校運営協議会委員
- 5 久喜市中学校地域クラブ活動指導者
- 6 久喜市地域学校協働活動推進員

議案第 19 号

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者を、別紙のとおり指名することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第19号 「久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 20 号

教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮小学校）

久喜市財産規則第 14 条及び同規則第 26 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

- (1) 所在地 久喜市葛梅 1 1 3 番地
- (2) 名 称 久喜市立鷺宮小学校
- (3) 土 地

| 地 番 | 合 計 地 積 |
|------------------------|----------------------------|
| 久喜市葛梅字堤下 1 0 2 番 3 | 1 3 , 7 9 2 m ² |
| 久喜市葛梅字堤下 1 7 7 番 1 | |
| 久喜市葛梅字堤下 1 9 5 番 4 | |
| 久喜市葛梅字堤下 1 9 5 番 5 の一部 | |
| 久喜市葛梅字堤下 1 9 5 番 7 の一部 | |
| 久喜市葛梅字堤下 1 9 9 番 2 | |
| 久喜市葛梅字堤下 2 0 0 番 4 の一部 | |
| 久喜市葛梅字堤下 2 0 1 番 3 | |
| 久喜市葛梅字堤下 2 0 2 番 3 | |

令和 7 年度施設台帳より

(4) 建 物

| 名 称 | 構 造 | 面 積 | 図面番号 |
|-----------------|---------------|-------------------------|------|
| 普通特別教室・ 管理室棟 | 鉄筋コンクリート造 3階建 | 3, 5 2 8 m ² | ⑮ |
| 屋内運動場 | 鉄骨造 平屋建 | 7 4 3 m ² | ⑰ |
| 屋外便所 | 鉄骨造 平屋建 | 1 4 m ² | ⑱ |
| 附属室 | 鉄骨造 平屋建 | 6 8 m ² | ㉔ |
| 倉庫 | 鉄骨造 平屋建 | 4 1 m ² | ㉕ |
| 合 計 | | 4, 3 9 4 m ² | |

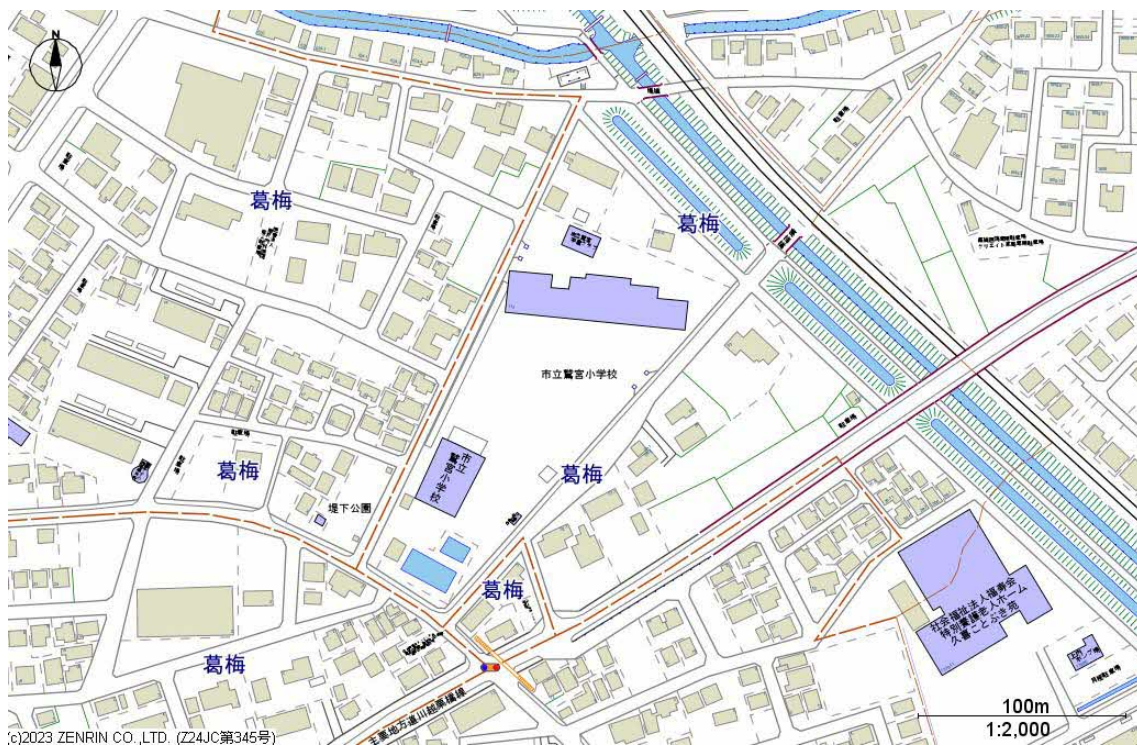
2 用途廃止の理由

令和 8 年 4 月 1 日に鷺宮小学校、上内小学校及び鷺宮西中学校を統合し、新たに義務教育学校を現在の鷺宮西中学校の位置に設置することに伴い、鷺宮小学校については、小学校として使用しなくなるため。

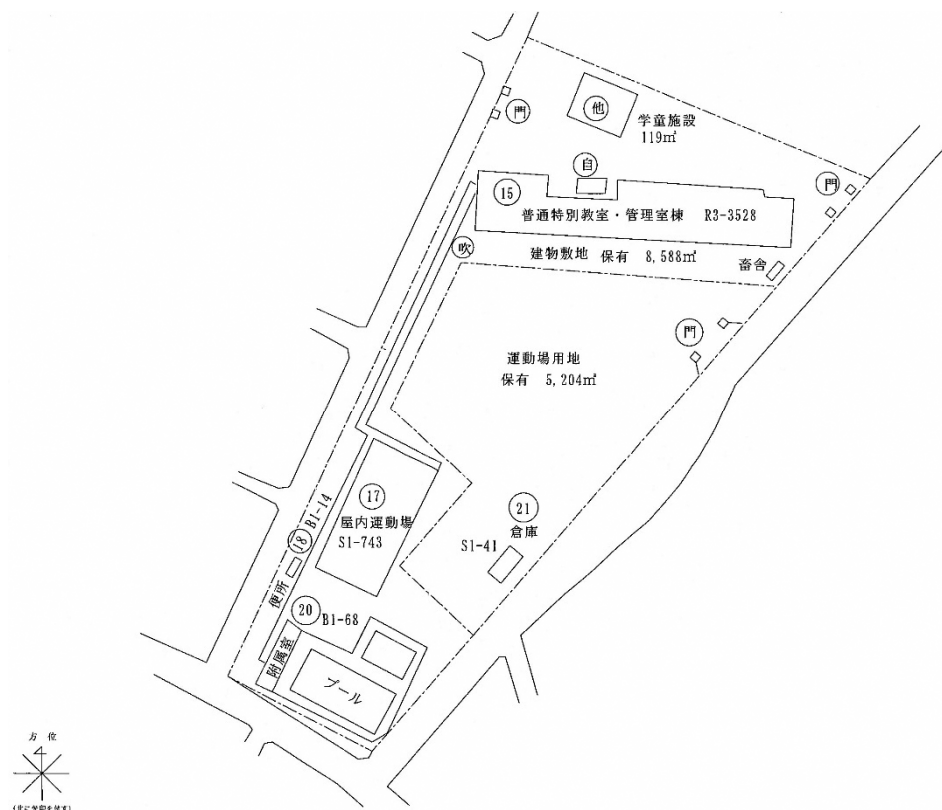
3 用途廃止する期日

令和 8 年 3 月 3 1 日

○位置図



○用途廃止対象建物配置図（図面）



令和7年度施設台帳より

議案第 2 1 号

教育財産の取得の申出について

教育財産の取得に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり久喜市長に申出をすることについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

教育財産の取得について

1 教育財産の内容

(1) 土地

| 地 番 | 地 積 | 図面番号 |
|--------------------|-------------------------|------|
| 久喜市上内字椎名 1 8 1 8 番 | 3, 9 7 1 m ² | ① |
| 久喜市上内字椎名 1 8 2 1 番 | | |
| 久喜市上内字椎名 1 8 2 2 番 | | |
| 久喜市上内字椎名 1 8 2 7 番 | | |

(2) 建 物

| 名 称 | 構 造 | 面 積 | 図面番号 |
|----------|--------------------------------|------------------------------|------|
| 増築校舎 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建 | 7, 7 8 8. 1 9 m ² | ② |
| 既存校舎配膳室棟 | 鉄骨造 4階建 | 1 8 5. 9 0 m ² | ③ |
| 自転車置場 | 鉄骨造 平屋建 | 5 4. 7 0 m ² | ④ |
| 飼育小屋 | 木造 平屋建 | 8 m ² | ⑤ |
| 多目的便所棟 | 鉄筋コンクリート造平屋建 | 6. 6 2 m ² | ⑥ |
| 合 計 | | 8, 0 4 3. 4 1 m ² | |

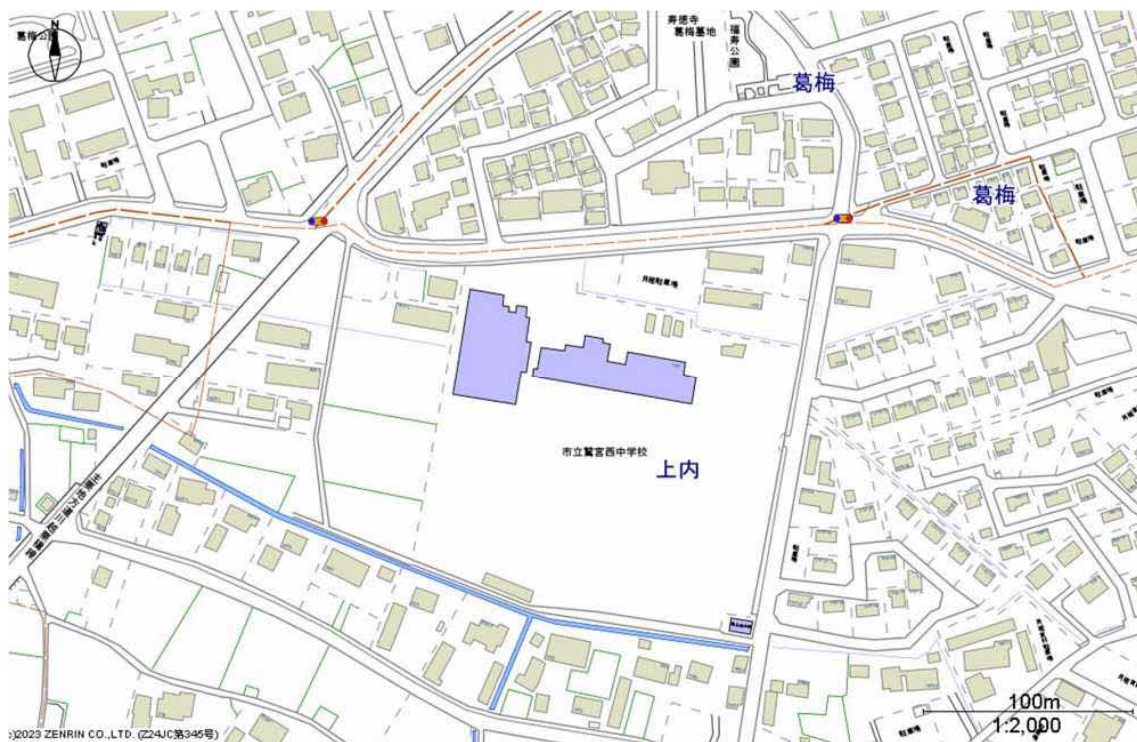
2 取得の理由

令和8年4月1日に鷺宮小学校、上内小学校及び鷺宮西中学校を統合し、新たに義務教育学校を現在の鷺宮西中学校の位置に設置することに伴い、校舎等の増築及び学校敷地を拡張するため。

3 取得する期日

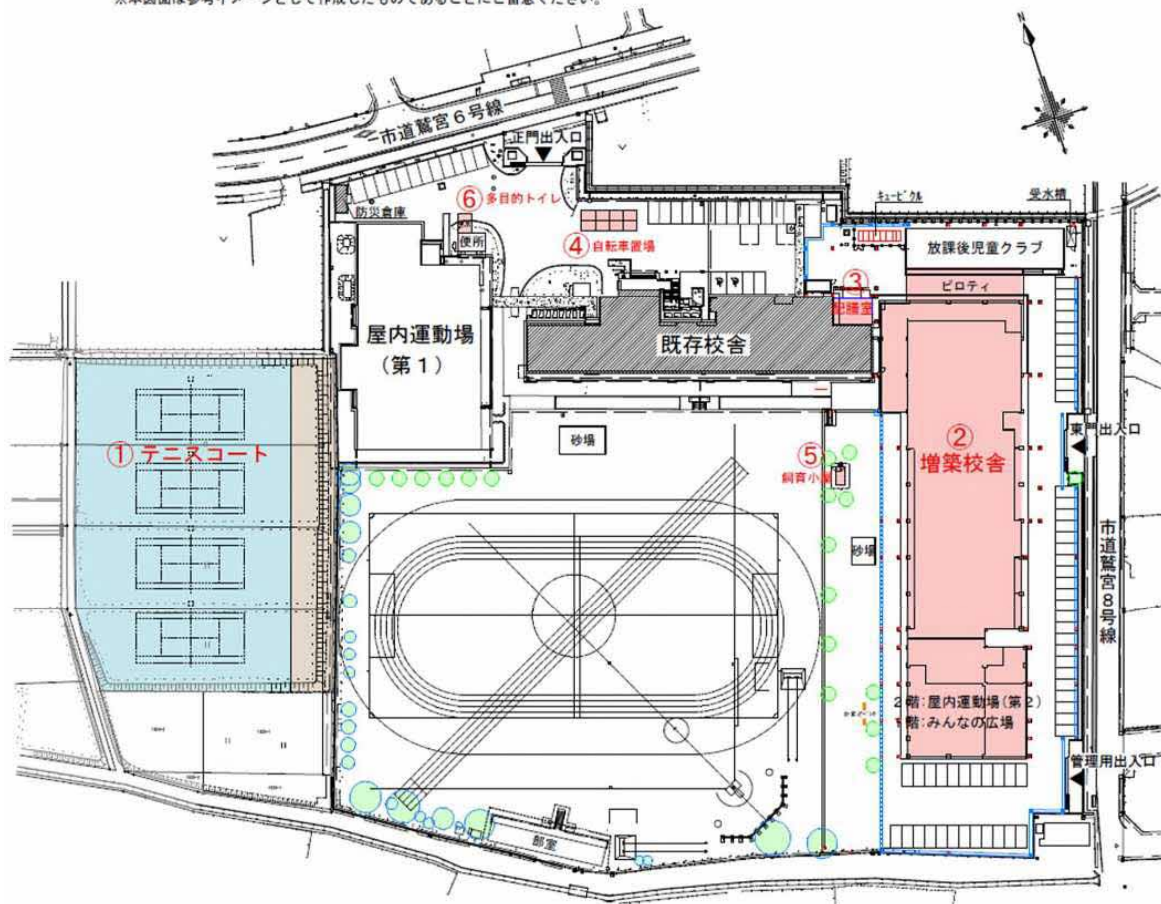
令和8年4月1日

○位置図



○取得対象建物配置図（図面）

※本図面は参考イメージとして作成したものであることにご留意ください。



議案第 22 号

久喜市立図書館の基本的運営方針（第 2 期）（案）について

久喜市立図書館の基本的運営方針（第 2 期）を、別冊のとおり決定することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第 23 号

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(久喜市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会公告式規則（平成22年久喜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「押印」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 規則の公布は、久喜市公告式条例（平成22年久喜市条例第5号）第2条第2項の規定の例により行うものとする。

第3条第1項中「記入して教育長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第2項中「これを」を「ついて」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、久喜市公告式条例第2条第2項ただし書の規定を準用して久喜市役所に設置する掲示場に掲示するときは、教育長印を押さなければならない。

(久喜市出席停止の命令の手続に関する規則の一部改正)

第2条 久喜市出席停止の命令の手続に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部改正)

第3条 久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

(久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第4条 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館条例施行規則の一部改正)

第5条 久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市教育集会所条例施行規則の一部改正）

第6条 久喜市教育集会所条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則の一部改正）

第7条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

（久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第8条 久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行規則（令和元年久喜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第7号までの規定中「印」を削る。

（久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正）

第9条 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則（令和4年久喜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

（久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正）

第10条 久喜市教育支援センターに関する規則（令和5年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の久喜市教育委員会公告式規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公布について適用し、同日前にした公布については、なお従前の例による。

議案第 24 号

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立郷土資料館条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「館長」を「教育長」に改め、「、教育長の承認を得て」を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項中「入館料の免除」を「条例第6条第2項に規定する入館料の免除」に、「館長」を「市長」に改め、同項を同条とする。

第9条ただし書中「教育長」を「市長」に改める。

第11条第2項及び第3項中「館長」を「市長」に改める。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とする。

様式第1号中「久喜市立郷土資料館長」を「久喜市長」に改める。

様式第2号中「久喜市立郷土資料館長」を「久喜市長」に改め、「印」を削る。

様式第4号及び様式第6号中「印」を削る。

様式第7号から様式第10号までの規定中「久喜市立郷土資料館長」を「久喜市長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 25 号

久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令について

久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を改正する

訓令

久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱（平成22年久喜市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 26 号

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示について

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示を、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示
(久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に
関する取扱要綱の一部改正)

第1条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用
に関する取扱要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第5号）の一部を次の
ように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

公務に使用する自家用自動車登録申請書(兼変更届出書)

| | | |
|-----|---|-------------|
| 所属長 | 様 | 年 月 日 (申請時) |
| | | 職・氏名 |

公務に使用する自家用自動車について、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します（変更を届け出ます）。

1 自動車検査証

*親族所有の自家用自動車を登録する場合は、()に職員との続柄を記入すること。

| | | | |
|-------------|--------|---------|-------------|
| ① 申請時 | ② 変更時 | | |
| 所有者名 | | 自動車登録番号 | 自動車検査証有効期間 |
| () | | | 年 月 日 まで |
| 有効期間更新 | その他の変更 | | 届出日 |
| 年 月 日 まで | | | 年 月 日 |
| 年 月 日 まで | | | 年 月 日 |
| 年 月 日 まで | | | 年 月 日 |

2 自賠責保険（強制保険）

| | | | |
|-------------|--------|-------------|-------|
| ① 申請時 | ② 変更時 | | |
| 保険会社名 | | 保険期間 | |
| | | 年 月 日 まで | |
| 有効期間更新 | その他の変更 | | 届出日 |
| 年 月 日 まで | | | 年 月 日 |
| 年 月 日 まで | | | 年 月 日 |
| 年 月 日 まで | | | 年 月 日 |

3 自動車保険（任意保険）

*親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

| ① 申請時 | | ② 変更時 | | | |
|---------|--|----------|--------|---------|--|
| 保険会社名 | | 保険金額（万円） | | 保険期間 | |
| | | 対人 | 万円・無制限 | 年 月 日まで | |
| | | 対物 | 万円 | | |
| 有効期間更新 | | その他の変更 | | 届出日 | |
| 年 月 日まで | | | | 年 月 日 | |
| 年 月 日まで | | | | 年 月 日 | |
| 年 月 日まで | | | | 年 月 日 | |
| 年 月 日まで | | | | 年 月 日 | |
| 年 月 日まで | | | | 年 月 日 | |

上記自家用自動車を公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

所属長

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
- 2 登録申請に当たっては、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
- 3 変更届出に当たっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。
- 4 この登録申請(変更の届出)によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号のいずれかに該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
- (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合(特別な事情があり、旅行命令権者が特に使用を必要と認めた場合を除く。)
 - (2) 当該職員が、過去1年間において、その責めに帰する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑を受けた場合
 - (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合

(久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 久喜市障がい児通学費補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

(久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部改正)

第4条 久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部改正)

第5条 久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 久喜市ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市子ども会育成連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第7条 久喜市子ども会育成連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正)

第8条 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第9条 久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第10条 久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第31号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市文化団体連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第11条 久喜市文化団体連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市生涯学習出前講座実施要綱の一部改正)

第12条 久喜市生涯学習出前講座実施要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市指定文化財補助金交付要綱の一部改正)

第13条 久喜市指定文化財補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第46号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱の一部改正)

第14条 久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第63号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号及び様式第6号中「印」を削る。

（久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正）

第15条 久喜市教育研究会助成金交付要綱（平成24年久喜市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

（久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部改正）

第16条 久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱（平成26年久喜市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部改正）

第17条 久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱（平成28年久喜市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則（」の次に「平成17年埼玉県教育委員会規則第29号。」を加え、「及び埼玉县市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）10」を「、埼玉县市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）10及び埼玉县市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（以下「会計年度要領」という。）12」に改める。

第2条第1号に次のように加える。

ウ 会計年度要領12に規定する評価結果に対する苦情

第3条第5項中「指導課長を除く」を削り、「指導主事」を「の主幹又は教職員係長」に改める。

第5条第3項第1号中「第2条第1号ア」の次に「又はウ」を加える。

第6条第1項中「及び取扱要領7」を「、取扱要領7及び会計年度要領12第1号」に改め、同条第2項中「第2条第1号ア」の次に「又はウ」を、「校長からの」の次に「評価結果又は」を加える。

第8条第1項及び第12条第1項中「第2条第1号ア」の次に「又はウ」を加える。

第13条第3号中「前12条」を「前条」に改める。

第14条第1項中「対応するために」を「対応するため」に改め、同条第3項中「第2条第2号の」を削り、同条第4項中「苦情を相談した職員」を「相談者」に改める。

第15条中「第2号」の次に「及び会計年度要領12第2号」を加える。

様式第1号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

(久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領の一部改正)

第18条 久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領（平成28年久喜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則（」の次に「平成17年埼玉県教育委員会規則第29号。」を、「最終評価結果」の次に「又は埼玉县市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（以下「会計年度要領」という。）12第1号に規定する評価結果」を加え、「「最終評価結果に対する苦情の申出」」を「「最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出」」に改め、同項第1号中「苦情の申出」を「最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出」に改め、同号ア及びイ中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、同項第2号及び第3号中「苦情の申出」を「最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出」に改め、同項第4号中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、「苦情対応業務」を「対応業務」に、「苦情の対応決定通知書」を「通知」に改め、同条第

2項第3号中「苦情の申出」を「評価区分の結果に対する苦情の申出」に改め、同項第4号中「苦情対応業務」を「対応業務」に、「苦情の対応決定通知書」を「通知」に改め、同条第3項中「埼玉縣市町村立学校職員の人事評価実施要領10」の次に「及び会計年度要領12第2号」を加える。

第4条第2項中「規則第12条」を「規則第13条」に改め、同条第3項中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、同条第4項中「に定める苦情の対応決定通知書をもって」を「に規定する通知書により」に、「連絡する」を「通知する」に改める。

第5条第1項中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、同条第2項中「最終評価結果」を「規則第7条第4項に規定する評価書に記載された最終評価結果」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計年度要領7第1号に規定する評価書に記載された評価結果に係る特記事項のみの苦情は、対象としない。

(久喜市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱の一部改正)

第19条 久喜市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正)

第20条 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（令和元年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 27 号

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「5,000円」を「4,900円」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 28 号

久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を廃止する告示について

久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を、別紙のとおり廃止することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 23 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び
久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- （１） 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）
（平成２２年久喜市教育委員会告示第１５号）
- （２） 久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱（平成２２年久喜市教育委員
会告示第３４号）

附 則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。